

1 裁判所及び検察審査会の所在地

(1) 高等裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高松高等裁判所	〒760-8586 高松市丸の内1-36	(087) 851-1549 〔総務課庶務係〕

(2) 地方裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高松地方裁判所（本庁）	〒760-8586 高松市丸の内1-36	(087) 851-1537 〔総務課庶務係〕
高松地方裁判所丸亀支部	〒763-0034 丸亀市大手町3-4-1	(0877) 23-5270 〔庶務(会計)課〕
高松地方裁判所観音寺支部	〒768-0060 観音寺市観音寺町甲2804-1	(0875) 25-3467 〔代表〕

(3) 家庭裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高松家庭裁判所（本庁）	〒760-8585 高松市丸の内2-27	(087) 851-1631 〔総務課庶務係〕
高松家庭裁判所丸亀支部	〒763-0034 丸亀市大手町3-4-1	(0877) 23-5340 〔庶務課〕
高松家庭裁判所観音寺支部	〒768-0060 観音寺市観音寺町甲2804-1	(0875) 25-2619 〔代表〕
高松家庭裁判所土庄出張所	〒761-4121 小豆郡土庄町淵崎甲1430-1	(0879) 62-0224 〔代表〕

(4) 簡易裁判所

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高松簡易裁判所	〒760-8586 高松市丸の内2-27	(087) 851-1848 〔受付センター〕
丸亀簡易裁判所	〒763-0034 丸亀市大手町3-4-1	(0877) 23-5113 〔民事係〕
観音寺簡易裁判所	〒768-0060 観音寺市観音寺町甲2804-1	(0875) 25-3467 〔代表〕
土庄簡易裁判所	〒761-4121 小豆郡土庄町淵崎甲1430-1	(0879) 62-0224 〔代表〕
善通寺簡易裁判所	〒765-0013 善通寺市文京町3-1-1	(0877) 62-0315 〔代表〕

(5) 検察審査会

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高松検察審査会	〒760-8586 高松市丸の内1-36	(087) 851-1615
丸亀検察審査会	〒763-0034 丸亀市大手町3-4-1	(0877) 23-5281

2 裁判所及び検察審査会の管轄区域

高等 裁判所 (本庁)	裁判所				検 察 審 査 会	管 轄 区 域	合 議 事 件	少 年 事 件	
	地方裁判所・家庭裁判所			簡 易 裁 判 所					
	本 庁	支 部	出張所						
高松	高松	/		高松	高松	高松市、さぬき市、東かがわ市、丸亀市のうち旧綾歌郡綾歌町、木田郡三木町、香川郡直島町、綾歌郡のうち綾川町小豆郡(土庄町、小豆島町)	高松	高松	
			土庄	土庄					
			丸亀	丸亀	丸亀	丸亀	丸亀市のうち旧丸亀市、旧綾歌郡飯山町、坂出市、仲多度郡のうち多度津町、綾歌郡のうち宇多津町	丸亀	丸亀
			観音寺		善通寺				
		観音寺		観音寺市、三豊市					
						(徳島県、愛媛県、高知県)			

- (注) 1 「合議事件」欄は、その管内の民事事件、刑事事件、家事事件及び少年事件の合議事件を取り扱う地方裁判所・家庭裁判所の本庁又は支部を示す。
- 2 「少年事件」欄は、その管内の少年法で定める少年の保護事件の審判を取り扱う家庭裁判所の本庁又は支部を示す。
- 3 「管轄区域」欄は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律に基づくものである。